

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊秋田駐屯地
第383会計隊長 金 敏 広

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札に付する事項

グループ	件 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
A	方向指示板ほか69件	別紙内訳書のとおり			令和4年3月31日	陸上自衛隊 秋田駐屯地
B	ラミネートフィルムほか23件					
C	勤務帽ほか4件					
D	電子ホイッスルほか2件					
E	垂木ほか1件					
F	ケミカルライトほか4件					
G	アクションカメラほか5件					
H	極薄手袋					
I	POEインジェクタほか5件					
J	アイントナック・3ほか3件					

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 契約担当官から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 平成31・32・33年度または令和元・2・3年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA, B, C, D等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。なお、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除する要請があり当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 上記(6)の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下余白「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項を示す場所

- 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊 事務室
- 東北方面会計隊入札情報(HP) <http://www.mod.go.jp/gsdf/nea/neahq/koukoku/finindex.htm>

4 説明会の日時及び場所
なし

5 競争執行の日時場所

- (1) 入札日時場所 : 令和4年3月11日(金)10時00分 陸上自衛隊秋田駐屯地 B会議室 (09時50分開場)
- (2) 郵便入札期限 : 郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目に捺印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日(前日が行政機関が定める休日の場合は、その前日)の17時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨を契約担当者まで通知するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。
- (3) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおりとする。
ア 再度入札日時場所 : 令和4年3月14日(月) 10時00分 陸上自衛隊秋田駐屯地 B会議室 (09時50分開場)
イ 再度郵便入札期限 : 再度入札日前日17時00分まで本官の手元に届いたものに限り有効とする。

6 保証金

- (1) 入札保証金 : 免除とする。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続をしない場合には、入札金額に消費税相当額を加算した額(以下、「落札金額」という。))の100分の5に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除とする。但し、契約者がその契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償 : 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 代理人の資格のない者の行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別しがたい場合
- (4) 入札日時に遅れた者の入札及び郵便入札期限までに到着しなかった郵便による入札
- (5) 入札者等の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 電報、電話、ファックスによる入札
- (7) その他、本入札に関する条件に違反して入札した場合

8 入札及び落札決定の方法

- (1) 総額(グループ別、税抜き)により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がある場合は、入札に関係のない第3者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目は100分の8)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100(軽減税率対象品目は108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書を提出する場合、次の誓約事項に同意のうえ、入札書に文言を記載する。
「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」
「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」

9 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式に基づき契約書等を作成提出する。
- (2) 落札した金額に消費税相当額(1円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額)を加算した金額が50万円以上の場合には請書を、150万円を超えた場合は契約書を作成する。

10 その他

- (1) 入札参加者は、入札前までに全省庁統一資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (2) 入札参加者が全省庁統一資格に示す代表者でない場合は、入札前までに委任状を提出する。
- (3) 規格同等品での入札参加を希望する場合、令和4年3月7日(月)10時00分までに同等品判定依頼書及び添付書類等を提出し、官側の承認を受けること。承認を受けた場合のみ、同等品での参加を認める。
- (4) 入札及び契約心得及び標準契約書等については、第383会計隊事務室にて提示する。
- (5) 問い合わせ先

〒011-8611 秋田県秋田市寺内字將軍野1 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊契約班

TEL : 018-845-0125(内線348) FAX : 018-845-0125(内線349) 担当 : 厚海(アツウミ)